

文教委員会資料⑤

2 所管事務の調査（報告）

(7) 「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の策定について

資料 「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の策定について

こども未来局

（令和7年8月28日）



「（仮称）第8次子どもの権利に関する行動計画」の策定について

令和7年8月28日
こども未来局青少年支援室

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨



- 本市では、平成13（2001）年4月に全国に先駆けて施行した川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、これまで7次にわたって子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 令和7年度は、第7次行動計画の最終年度にあたるとともに、本市総合計画や子ども・若者の未来応援プランの改定にあたる年度となります。
- 本市の社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化し、価値観も多様化する中、第7次行動計画期間後においても、より一層、多様な主体が共に連携しながら、子どもの権利の視点に立って、取組を進めていく必要があります。
- また、児童虐待や、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもは増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。
- さらに、こども基本法（令和5年4月施行）やこども大綱（令和5年12月閣議決定）など国の動向や、これまでの本市の取組の成果を踏まえながら、現状に合った取組を進めていく必要があります。
- このような状況を踏まえて、（仮称）第8次行動計画の策定に向けた検討を進めるとともに、策定にあたっては、子どもが意見を表明する機会として、意見聴取の場を設けます。

I 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ



●川崎市総合計画との関係

第7次行動計画は、総合計画の施策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

⇒第8次行動計画については、総合計画の改定作業の中で、他の子どもに関する施策と整合性を図りながら「子どもの権利施策推進事業」の位置付けと併せて検討していきます。

●他の計画等との関係

⇒子ども・若者の未来応援プラン等との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【参考：(仮称)第8次行動計画の関連図(案)】



I 計画の策定にあたって

3 計画期間



- 第7次行動計画までは1期を3年として実施してきており、令和7年度は、第7次行動計画の最終年度にあたるとともに、本市総合計画や子ども・若者の未来応援プランの改定にあたる年度となります。
- 「川崎市総合計画第4期実施計画」、「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」との整合性を図り、より実効性のある行動計画とするため、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間を計画期間とすることを検討していきます。

【関連する計画の計画期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの権利に関する行動計画	第6次	第7次（令和5年～7年）			第8次（令和8年～10年もしくは11年）			
子ども・若者の未来応援プラン	第2期（令和4年～7年）				第3期（令和8年～11年）			
川崎市総合計画	第3期（令和4年～7年）				第4期（令和8年～11年）			

Ⅱ 子どもを取り巻く状況

1 子どもの意識や子どもの権利を取り巻く状況

(1) 子どもの自己肯定感や自己有用感

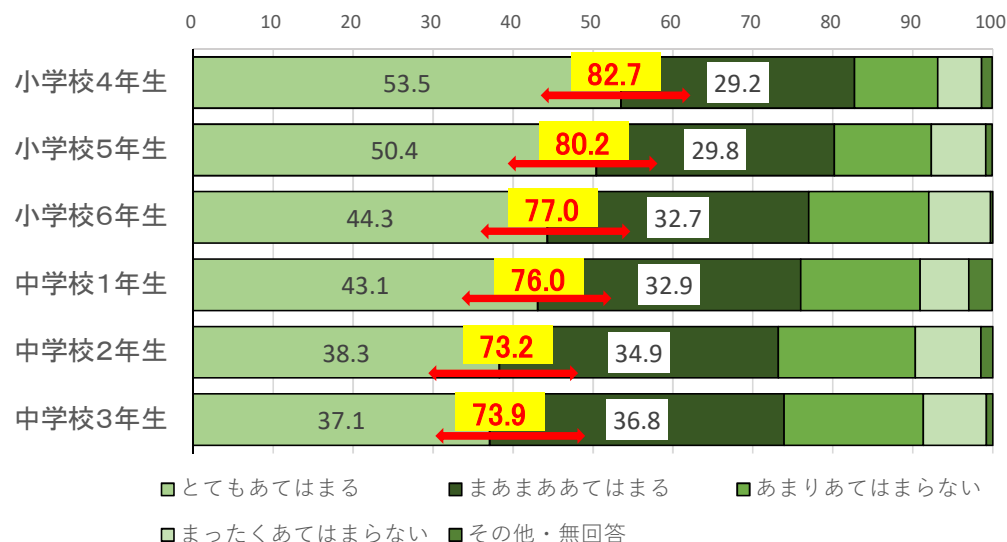


- 子どもの意識としては、自己肯定感は70～80%代※で推移していて、学年が上がるほど低下する傾向にあります。
自己有用感は90%以上※で推移していて、「とてもあてはまる」の割合は学年が上がるほど低下する傾向にあります。

※ 自己肯定感、自己有用感の質問に対し、「とてもあてはまる」「まあまああてはまる」と回答した子どもの割合

自分にはよいところがあると思う（自己肯定感）

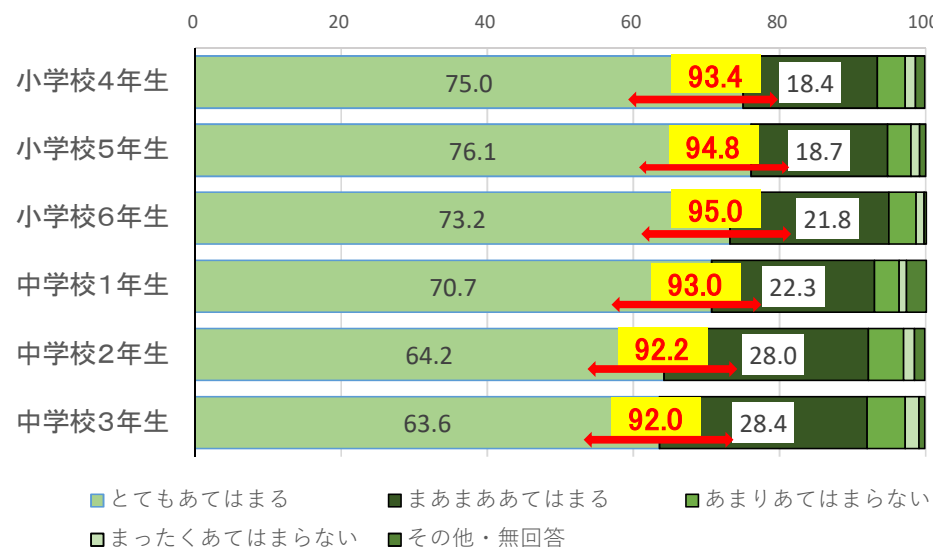
(%)



出典：令和6年度 川崎市学習状況調査

人の役に立つ人間になりたいと思う（自己有用感）

(%)



出典：令和6年度 川崎市学習状況調査

Ⅱ 子どもを取り巻く状況

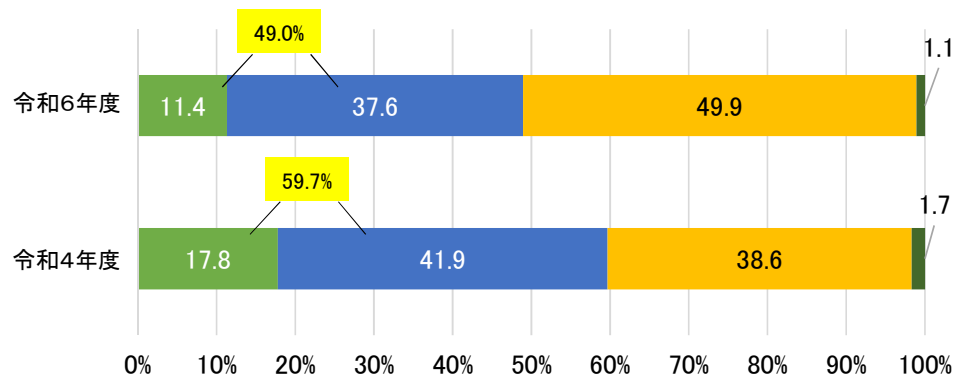
1 子どもの意識や子どもの権利を取り巻く状況

(2) 子どもの権利条例の認知度



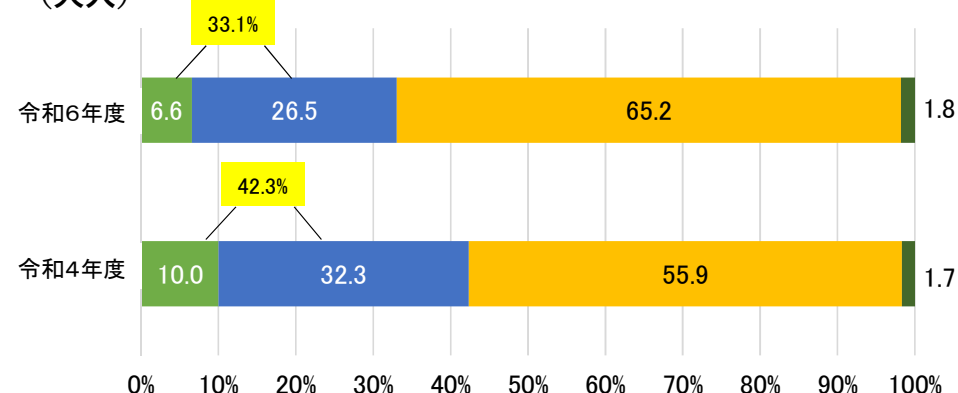
●子どもの権利に関する条例の認知度は、子ども49.0%、大人33.1%となっており、いずれも、前回調査（令和4年度）より低下しています。

川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。（条例の認知度）



■ 名前も内容も知っている ■ 名前だけ知っている ■ 知らない ■ 無回答

（大人）



■ 名前も内容も知っている ■ 名前だけ知っている ■ 知らない ■ 無回答

※令和4年度調査では「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」「知らない」の3択

出典：第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（令和6年度）

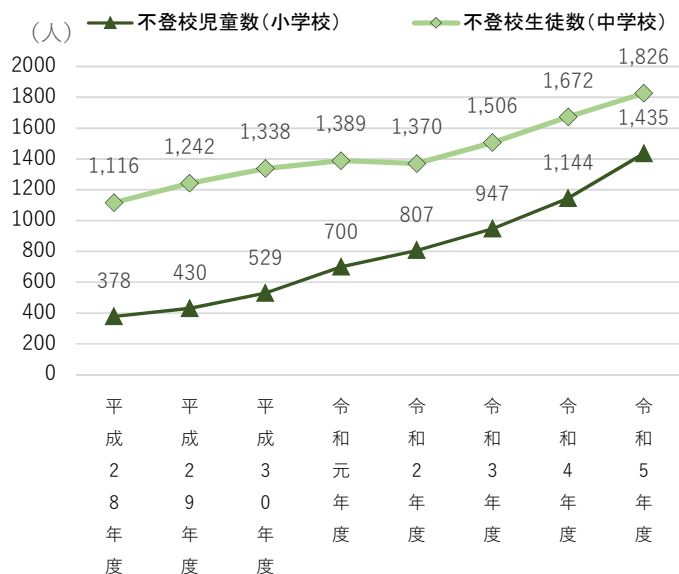
Ⅱ 子どもを取り巻く状況

1 子どもの意識や子どもの権利を取り巻く状況

(3) 支援が必要な子どもの状況

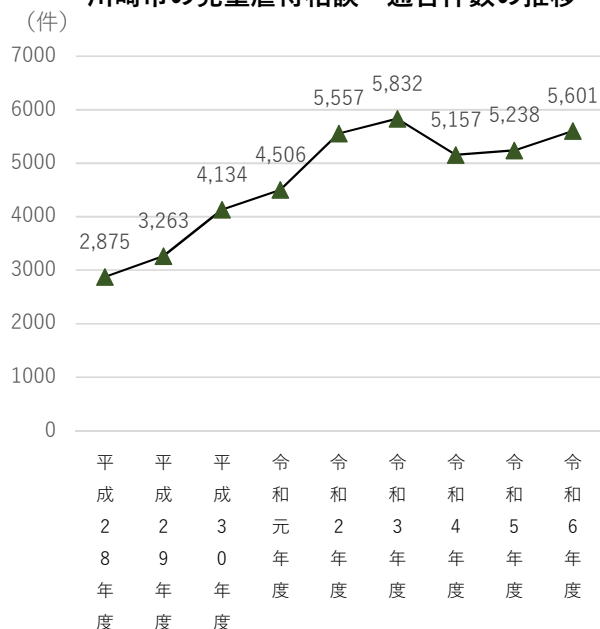
- 少子化が進行する一方で、不登校児童・生徒数や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあります。
- また、特別支援学級の児童・生徒数が増加しています。

川崎市立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



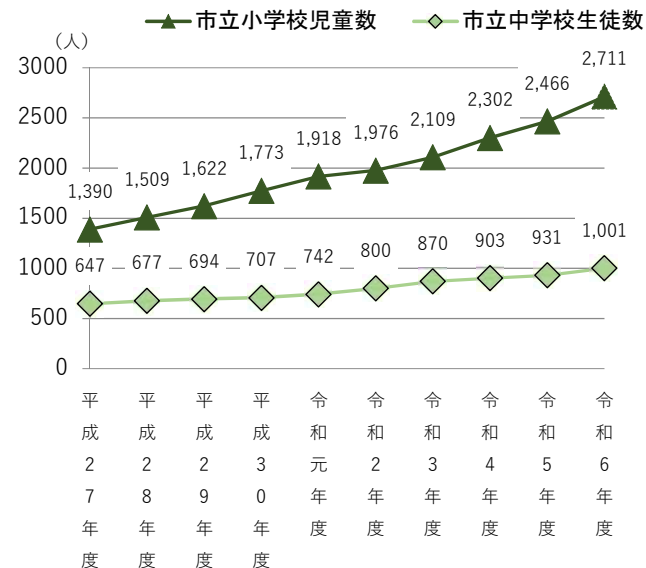
出典:「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校などの調査」

川崎市の児童虐待相談・通告件数の推移



出典:児童家庭支援・虐待対策室 報道発表資料
「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく
年次報告書

市立小・中学校特別支援学級児童・生徒数の推移



出典:教育調査統計資料(教育委員会事務局調べ)

Ⅱ 子どもを取り巻く状況

2 これまでの取組と成果



(1) 第7次計画までの主な取組と成果

- 様々な手法で子どもの権利に関する普及・啓発や小中学校における子どもの権利学習を行い、実態・意識調査の結果では、子どもが約4割～5割、大人は約3割～4割が何らかの形で条例を知っていると答えています。
- 不登校対策の推進にあたり、令和6年度に「不登校対策の充実に向けた指針」を策定し、NPO法人や親の会とも協力して、不登校児童生徒の居場所や支援機関、進路についての情報提供を行ってきました。
- 子どもの居場所に関する取組として、令和6年度に「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定し、子どもの意見等を聞きながら、学齢期や思春期の子どもの居場所づくりの取組を進めてきました。
- 子どもの参加・意見表明として、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される「子ども会議」を通じ、子どもの意見等の尊重を進め、さらに、「KAWASAKI U18」や「子ども・若者の声募集箱」等の新たな取組を推進してきました。
- 子どもが安心して相談できるよう「24時間子供SOS電話相談」や「子どもの人権110番」などの相談・救済機関等の周知を行うとともに、市立小・中・高等学校・特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を実施してきました。

Ⅱ 子どもを取り巻く状況

2 これまでの取組と成果

(2) 第7次行動計画の成果指標に対する実績

● 施策の方向ごとの目標値に対する達成度

・ 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

施策の方向Ⅰの成果指標は、現状が目標値を下回っています。これまでも様々な手法で広報・啓発の取組をしてきましたが、さらに条例の広報・啓発に向けた取組を進める必要があります。

成果指標 条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

1 子ども（10～17歳）

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
59.7%（子ども：10～17歳）	63.0%以上	49.0%

2 大人（18歳以上）

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
42.3%（大人：18歳以上）	46.0%以上	33.1%

・ 施策の方向Ⅱ 個別の支援

施策の方向Ⅱの成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。

成果指標 子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

1 子ども（10～17歳）

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
89.7%	94.0%以上	89.2%

2 大人（18歳以上）

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
79.9%	85.0%以上	82.9%

・ 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

施策の方向Ⅲの成果指標1、2は現状が目標値を下回っています。これまでも育ち・学ぶ施設の職員への研修や周知の取組をしてきましたが、引き続き家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に向けた取組を進める必要があります。

成果指標1 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
17.5%	12.0%以下	28.4%

成果指標2 子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
15.0%	10.0%以下	14.9%



Ⅱ 子どもを取り巻く状況

2 これまでの取組と成果



(2) 第7次行動計画の成果指標に対する実績

●施策の方向ごとの目標値に対する達成度

・施策の方向Ⅳ 子どもの参加

施策の方向Ⅳの成果指標1、2は、現状が目標値を下回っているものの、計画策定時よりは成果指標1は横ばい、成果指標2は上回っています。これまでも、新たな子どもの参加・意見表明の取組をしてきましたが、引き続き子どもの参加・意見表明に向けた取組を促進する必要があります。

成果指標1 地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
44.6%	39.0%以下	44.7%

成果指標2 地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
78.9%	60.0%以下	70.6%

・施策の方向Ⅴ 相談及び救済

施策の方向Ⅴの成果指標は、現状が目標値を下回っています。これまでも子どもが安心して相談できるよう、相談・救済機関等の周知の取組をしてきましたが、引き続き相談・救済に向けた取組を進める必要があります。

成果指標 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

第7次計画策定時	計画期間の目標値（令和7年度）	現状（令和6年度）
63.3%	47.0%以下	57.0%

Ⅲ 計画の基本的な考え方と体系

1 計画の概要



(1) 基本理念

本市の子どもに関する施策を推進するにあたり、計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

- (1) 子どもは、それぞれがかげがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

(2) 計画の体系

●計画の体系について

これまで基本理念を踏まえ、3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を位置づけ、46の取組を推進してきましたが、基本目標や施策の方向等について、より分かりやすい計画の体系とするための見直しを検討します。

●推進施策・取組の位置付けについて

第7次計画では、24の推進施策と46の取組のもとに385の事業を位置づけています。これまで、位置付けられていない新たな事業の把握に努めるとともに、効率的で効果的な進行管理ができるよう取組と事業の整理を検討します。

また、第7次計画では2つの重点的な取組を位置付けていますが、子どもの権利施策をより推進していく視点に立って、子どもを取り巻く状況や課題に即した取組を、重点的な取組として位置付けることを検討します。

Ⅲ 計画の基本的な考え方と体系

1 計画の概要

(2) 計画の体系

【参考：第7次計画体系図】



Ⅲ 計画の基本的な考え方と体系

1 計画の概要

(3) 策定に向けた取組

●子どもの意見を踏まえた計画づくり

「川崎市子どもの権利に関する条例」第29条では、市は、「子どもが市政等について市民として意見を表明する機会」などを「諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進」することなどに努めるものとされています。本計画の策定にあたっては、子どもが意見を表明する機会として、意見聴取の場を設定することを検討します。

①対面での意見聴取

- ・「子ども・子育てフェスタ」（9月～10月）、「マリエンあそびの日」（9月7日）等のイベントブース来場者へのアンケート
- ・「フリースペースえん」（9月～10月）「川崎市子ども会議」（9月～10月）の子ども達へのヒアリング など

②アンケート調査の実施

- ・小・中学生へのLoGoフォームを用いたアンケート調査の実施（10月頃）

意見聴取の結果を基に、計画等に反映を検討する。



Ⅳ 計画の評価及び推進体制

1 計画の評価・推進体制



●計画の評価

（仮称）第8次行動計画の進行管理や評価にあたっては、川崎市総合計画や川崎市子ども・若者の未来応援プラン等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については公表します。

（評価の仕組みの見直しの検討）

計画の進行管理については、46の取組のもとに385の事業を位置づけ、毎年度、進捗状況を把握し、1件ごとに所管課による自己評価をしてきましたが、膨大な事務負担が生じているとともに、情報量が多く、市民にも要点が伝わりにくいものとなっています。こうした状況を踏まえ、効率的で効果的な評価の仕組みを検討します。

また、施策の方向ごとに改めて目標設定を行い、計画期間後に目指す姿（状態）を明らかにし、目標の達成度を表す適切な成果指標の設定について検討を進めます。

●計画の推進体制

「川崎市こども施策庁内推進本部会議」を通じて、子どもの権利に関する施策の庁内横断的な連携を進めるとともに、市民や市民活動団体、関係機関等と連携・協働しながら、計画を推進します。

V 計画の策定スケジュール

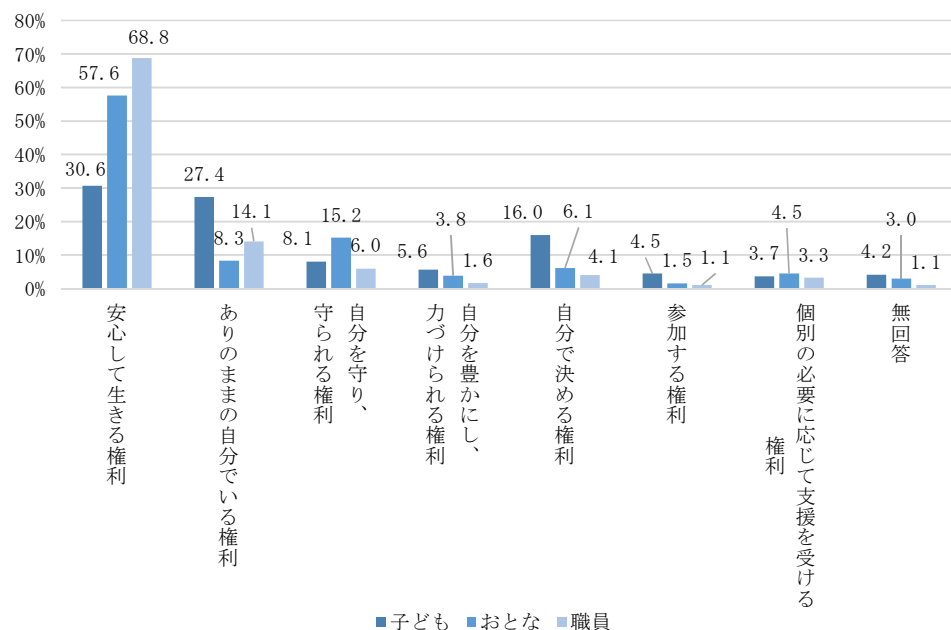


R6年度	子どもの権利に関する実態・意識調査実施 (R7.4結果公表)	11月	「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（素案）」、パブリックコメント【文教委員会報告】
R7.6月	「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定作業指針 作成 子どもの権利委員会（意見聴取）	11月下旬 ～ 12月下旬	パブリックコメントの実施
8月	「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の進捗状況（令和6年度）公表 「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定について（中間報告）【文教委員会報告】	2月	パブリックコメント結果、「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」策定【文教委員会報告】
9月 ～10月	子どもや子どもに関わる大人からの意見聴取	3月	「（仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の策定・公表

【参考】実態・意識調査の結果

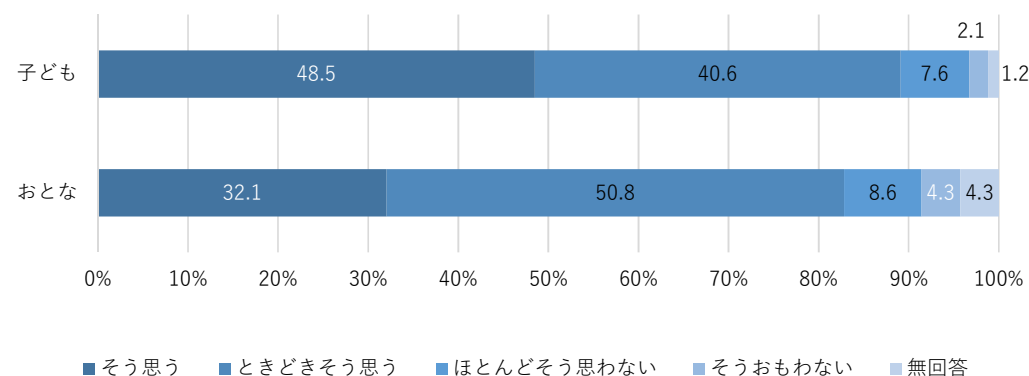


- 7つの子どもの権利のうち、自分（子ども）にとって大切だと思う権利を1つ選んでください。



「川崎市子どもの権利に関する条例」の7つの子どもの権利のうち、自分（子ども）にとって大切だと思う権利を1つ選んでもらったところ、子どもは・おとな・職員ともに「安心して生きる権利」を一番多く選びました。

- あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいを、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。
【子ども・おとな】

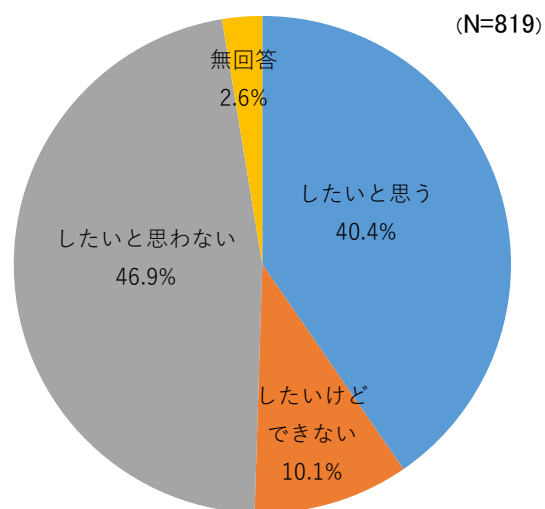


子どもとおとなに対し、生活の中で文化・国籍等のちがいを、障がいの有無にかかわらず、子どもは大切にされていると思うかたずねたところ、「そう思う」「ときどきそう思う」と答えた割合が、子どもは89.1%、おとなは82.9%でした。

【参考】実態・意識調査の結果

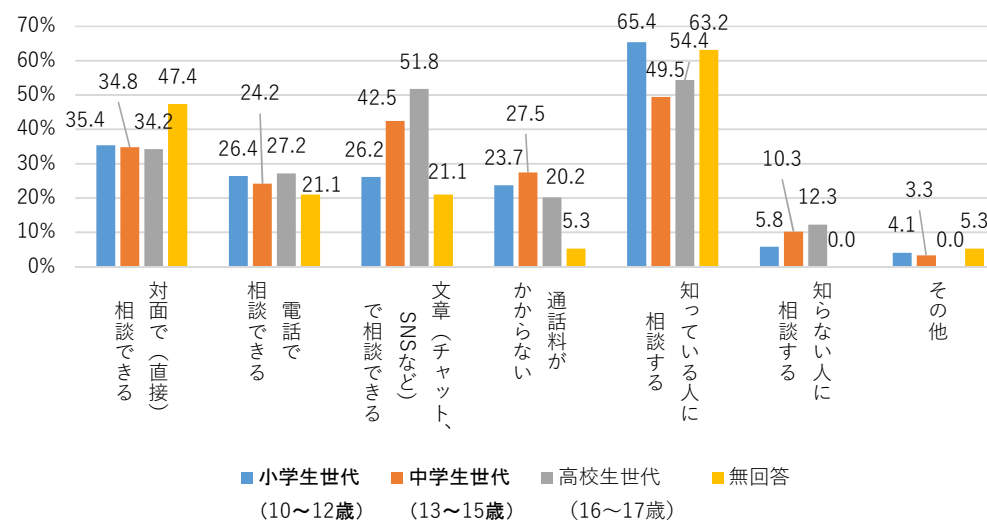


- あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思いますか。



相談・救済機関に相談したいと思うかをたずねたところ、「したいけどできない」「したいと思わない」と答えた子どもが合わせて58.1%でした。

- あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか（複数選択可、子ども）

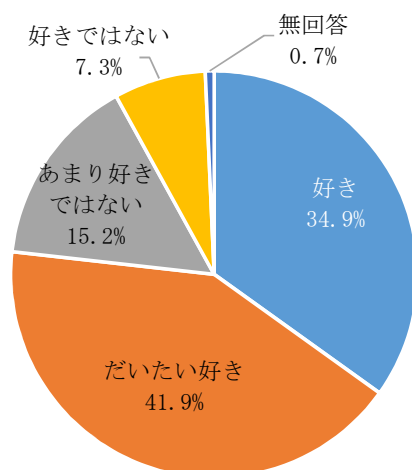


子どもに、どのようなところなら相談しようと思うかをたずねたところ、全世代で「知っている人に相談する」と回答した割合が多く、次いで小学生世代では「対面で（直接）相談できる」と回答した割合が最も高く、中学生世代と高校生世代では「文章（チャット、SNSなど）で相談できる」と回答した割合が最も高くなりました。

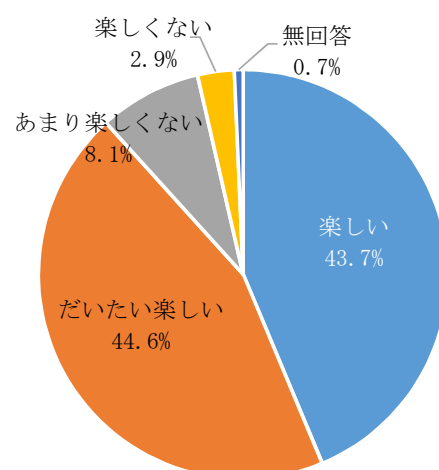
【参考】実態・意識調査の結果



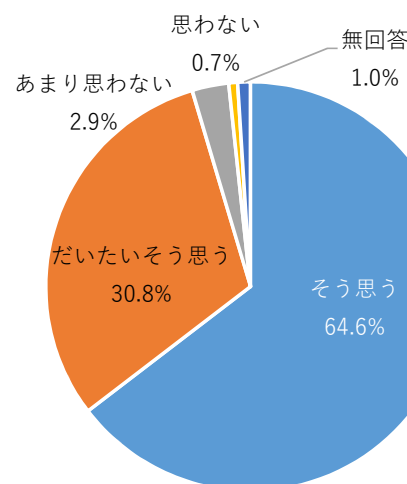
●あなたは、自分が好きですか。
【子ども】



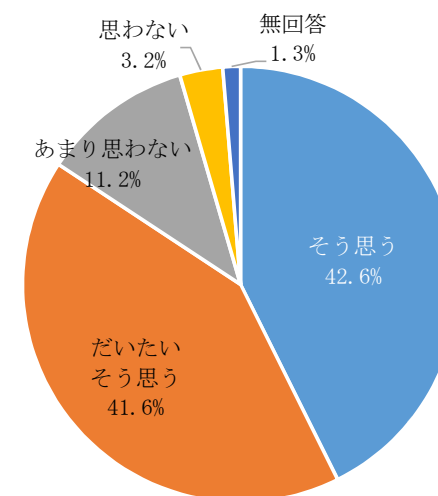
●あなたは、毎日が楽しいですか。
【子ども】



●あなたは、自分が親や周りのおとなから大切にされていると思いますか。【子ども】



●あなたは、自分が友だちにとって大切だと思いますか。【子ども】



- ・子どもに対し、自分が好きかたずねたところ、「好き」「だいたい好き」と答えた子どもは合わせて76.8%で、この質問を始めた2011年以来最も高い割合でした。
- ・毎日が楽しいかたずねたところ、「楽しい」「だいたい楽しい」と答えた子どもは合わせて88.3%でした。
- ・自分が親や周りのおとなから大切にされていると思うかをたずねたところ、「そう思う」「だいたいそう思う」と答えた子どもは合わせて95.3%で、この質問を始めた2011年以来最も高い割合でした。
- ・自分が友だちにとって大切だと思うかをたずねたところ、「そう思う」「だいたいそう思う」と答えた子どもは合わせて84.2%でした。

【参考】子どもの権利委員会からの意見



●子どもの権利委員会の主な意見

- ・計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であることが望ましい。
- ・条例施行から約25年、行動計画が策定されてから約20年が経過した今、自己評価やその評価の基準を含めて評価方法が正しいのかなど、もう一度全体を検証し、必要な見直しをすることが求められているのではないか。
- ・すべての子どもが、家庭や育ち学ぶ場、地域のあらゆる場所において、既存の決まり事が一方的に優先されたり大人が主導して決められたりするのではなく、子どもと大人が対等に意思決定していく環境づくりが重要である。また、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。
- ・子どもの権利や条例の普及・啓発のための取組はさまざまあるものの、その効果についての検証がされていない場合や不足している場合があり、取組やその効果について、ある程度仮説を立てながら検証する必要がある。さらに、子どもだけでなく大人が子どもの権利やその理念について知る機会を増やしていくことや、普及啓発のためのさらなる工夫も不可欠である。
- ・条例策定時の子どもからのメッセージにもあるように、大人が幸せであることが重要だが、条例前文に、子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであると明記されているように、子どもを一人の人間として接し、声を聴き、大人とともに今と未来をつくるパートナーであるということを再認識してほしい。